

法律科目試験問題（民法） 配点 100 点

- * 以下の問題には、令和6年4月1日時点で施行されている法令に基づいて解答すること。
ただし、それ以降に施行される法令に基づいて解答がなされた場合でも、採点に際して不利益に扱うことはない。

【第1問】 次の【設問1】および【設問2】に答えなさい。（配点 50 点）

【設問1】

Aは、Bに対して多額の債務（500万円）を負っているが、弁済する資力を有していなかった。そこで、Bは、Aが経理課長として勤務しているC社から金員を横領するようにAにけしかけた。Aは、Bの指示に従い経理上の書類を偽造した上で、Aが管理する妻名義の口座にC社から500万円を振り込ませた。Aは、払戻しと預入金を繰り返した上で、同口座から500万円の払戻しを受け、Bに交付した。その後、Aが行方不明となったため、以上の経緯を知ったC社は、Bに対して、500万円の返還を求めた。C社の請求は認められるか。判例に即して、10行程度で答えなさい。

【設問2】

Aは、Bとの間で、Aにとって唯一の資産である土地甲をBに対して売却するという内容の契約（以下「本件売買契約」という。）を締結したが、甲の引渡し、甲についての所有権移転登記手続、代金の支払は、いずれも後日行われることになった。Cは、Aの実弟であるところ、両親と同居する建物を建築するための土地を探していたことから、Aは、Cとの間で、甲をCに対して贈与するという内容の契約（以下「本件贈与契約」という。）を締結し、本件贈与契約に基づいて、甲について所有権移転登記手続がなされた。Bは、Cを被告として、本件贈与契約を詐害行為として取り消し、所有権移転登記の抹消登記手続をすることを求める訴訟（以下「本件訴訟」という。）を提起しようと考えている。

以上を前提として、次の小問(1)および(2)に合計15行程度で答えなさい。

- (1) Bは、本件訴訟における被保全債権として、どのような権利を主張すべきかを論じなさい。
- (2) 本件訴訟においてBの請求を認容する判決が確定した場合において、Bは、Aに対して、本件売買契約に基づいて甲の所有権移転登記手続をするように請求することができるか。

【第2問】 次の【事例】を読んで、【設問1】および【設問2】に答えなさい。【設問1】と【設問2】は、相互に独立した問題である。（配点 50 点）

【事例】

1. 製パン会社Aは、1992年4月1日、豊中市内にある甲土地を買い受け、その引渡しを受けた。その際、甲の隣には、Bが所有する乙土地（面積100坪）が存在したところ、甲と乙の境界と

なる塀が、乙側に越境して設置されていた。Aは、この越境部分（面積10坪）についても甲の一部であると過失なく信じて、その引渡しを受けた。その後、2024年5月末日現在に至るまで、Aは、越境部分を含む同地においてパン工場を操業している。

- 2010年4月1日、Bが死亡し、その子で大阪市を中心に複数の飲食店を営むCが、乙を単独で相続した。Cは、乙につき、相続を原因とする所有権移転登記を行った。

【設問1】 上記の【事例】1・2に加えて、以下の3・4の事実があった場合に、DのAに対する越境部分の明渡請求が認められるか。

- Cは、2024年初頭、翌年の万博開催を見越して事業拡大のための資金を調達すべく、知人Dに乙を坪単価100万円で売却することとした。そこでCが、Dと共に代金額を確定するため乙を測量したところ、越境部分が存在し、長年Aが同部分を占有しているらしいことが判明した。これを受けてDは、越境部分が無償で手に入れて、Aに高値で買い取らせることで利益を得ようと考え、Aが同部分を占有するに至った経緯やその占有開始の時期を詳しく調査することもなく、Cに対し同部分の面積に応じて代金を減額するよう強く求めた。この要求をCが受け入れた結果、両名は、2024年4月1日、CがDに乙全体100坪を9000万円で売る旨の契約を締結し、この契約に基づき、同月10日に所有権移転登記を行った。
- Dは、越境部分を5000万円で買い取るよう、Aに要求した。この要求をAが拒否したため、Dは、2024年5月1日、Aに対し越境部分の明渡しを求めて、提訴した。

【設問2】 上記の【事例】1・2に加えて、以下の5～8の事実があった場合について、次の小問(1)および(2)に答えなさい。

- 2013年4月1日、Cは、金融業者Eから事業資金として8000万円を借り入れ、その担保として乙に第一順位の抵当権を設定し、同日付で抵当権設定登記を行った。その際、Eは、越境部分が存在することを過失なく知らなかった。
- さらにCは、2014年4月1日、Cに対し2000万円の債権を有していたFに対し、代物弁済として乙を譲渡し、同月10日付で所有権移転登記を行った。その際、Fは、越境部分が存在することを過失なく知らなかった。
- 2024年2月下旬、Fが乙を測量したところ、越境部分の存在が判明した。そこで、Fは、同年3月5日、越境部分を明け渡すようAに申し入れた。Aは、この時初めて越境の事実を認識したが、これを明け渡すと工場の操業に支障が出るとして、Fの申し入れを拒絶した。
- 同年4月2日、Aは、越境部分につき、Eに対し抵当権設定登記の抹消登記を求め、Fに対し所有権の確認を求めて提訴した。他方でFも、同日、Aに対し越境部分の明渡しを求めて提訴した。なお、2024年5月末日現在まで、CのEからの借入金8000万円は弁済されていない。

- (1) AのEに対する抹消登記手続請求が認められるか。
- (2) AのFに対する所有権確認請求とFのAに対する明渡請求のいずれが認められるか。